

14. 当面の経済対策

昭和61年5月30日
経済対策閣僚会議

最近の我が国経済をみると、景気動向にはばらつきがみられ、景気拡大の足取りは緩慢なものとなっている。国内需要は緩やかながら着実に増加しているが、弱含みの輸出動向等を反映して、生産活動は弱含み傾向で推移している。また、最近の急速な円高の進展等により、製造業を中心に企業の業況判断には停滞感が広がっており、なかんずく中小企業の業況感は後退している。雇用情勢も弱含みに推移している。

以上のような経済情勢にかんがみ、我が国としては、引き続き内需を中心とした景気の維持・拡大を図り、雇用の安定を確保することが肝要である。このため、今後とも去る4月8日に決定した「総合経済対策」の着実な実施に努めるとともに、当面の対策として、下記のとおり追加的な中小企業対策、雇用対策、円高差益還元策等を実施するものとする。

記

1. 中小企業対策等

(1) 特定産地総合振興対策

① 産地構造改善ビジョンの策定及び指導事業の強化

内外の経済環境の変化により影響を受けている特定の産地において、産地中小企業対策推進協議会が事業転換等による今後のあり方についての産地構造改善ビジョンを策定するよう要請する。また、上記協議会の下に、都道府県、中小企業団体中央会及び商工会連合会等の各指導機関の実務者レベルによる総合指導調整会議を設置し、産地における中小企業の事業転換の円滑化等を推進するため、迅速、かつきめ細かな指導を行うよう要請する。

② 産地の事業転換の円滑化のための特別融資制度の創設

上記産地構造改善ビジョンに基づき中小企業事業団の高度化融資の活用による産地の組合に対する低利融資制度を設け、中小企業の事業転換の円滑化を図る。

③ 設備共同廃棄事業の抜本的見直し

現行制度の抜本的な見直しを行い、現行設備共同廃棄事業を廃止することとし、改めて厳格な要件及び監視体制の強化のもとに、特定産地等の構造調整を促進するための新たな設備共同廃棄事業を実施する。

(2) 中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付金利の引下げ等

認定特定中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付金利の引下げを行う。また、今後の金利情勢に応じて、中小企業関係貸付金利引下げのための環境整備を検討する。

(3) 不況業種企業の既往貸付金の返済負担の軽減

不況業種に属する赤字中小企業であって政府系中小企業金融機関の既往貸付金の返済に支障を生じているものに対し、向こう1年間返済を予定する元利返済金について特別融資を行う。なお、個別企業の実情に応じて、融資を行うことが困難な場合においては、既往貸付金の向こう1年間の金利返済額軽減のための貸付条件の変更の要請に弾力的に対応する。

(4) 不況業種に係る無担保保険の活用

不況業種に属する中小企業者の信用力を補完し、その資金調達の円滑化を図るため、無担保保険の適用に関し特例を設ける。

(5) 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の指定業種の追加

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法における指定業種を追加する。

(6) 下請中小企業対策の推進

- ① 親企業の下請中小企業に対する不当なしわ寄せを防止するため、引き続き、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図る。
- ② 円高により影響を受ける下請中小企業の仕事量の確保を図るため、下請企業振興協会において各地域ブロック毎に下請取引広域あっせんを行う。
- ③ 内外の経済環境変化を踏まえ、下請中小企業振興法に基づき親企業及び下請中小企業が遵守すべき下請振興基準を改訂し、これに基づく指導を行う。

(7) 金属鉱業対策

金属鉱業について、金属鉱業経営安定化融資の対象業種の拡大を行う。

2. 雇用対策

(1) 失業の予防を図るため、雇用調整助成金制度について、業種指定を機動的に行うとともに、業種の指定期間及び助成金の支給対象事業主の要件について必要な措置を講ずる。

(2) 構造的な不況に陥っている業種及び地域について、「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」による特定不況業種及び特定不況地域の追加指定を行うとともに、指定期間の満了した業種・地域についても、その実情に応じ指定期間の延長を行う。

3. 円高差益還元策等

(1) 円高差益等の還元策

- ① 沖縄電力株式会社について、6月から料金の暫定的引下げにより70億円を還元する。
- ② 地方都市ガス事業者及び簡易ガス事業者について、差益の発生するものについては、可能な限り大手ガス3社に準じた還元措置を講ずるよう指導しているところであり、北海道ガス、仙台市営ガス、東部ガス、京葉ガス、静岡ガス、中部ガス、広島ガス、四国ガス、西部ガス等については、7月から料金の暫定的引下げを実施する。
- ③ 熱供給事業について、電力・ガス料金の暫定的引下げ等により差益の発生するものについては、可能な限り還元措置を講ずるよう指導しているところであり、3社（13事業）については、6月から料金の暫定的引下げにより約12億円を還元する。
- ④ 工業用アルコールについて、6月中旬から政府売渡価格を平均約14.8%引き下げる（想定還元額は、年間50億円程度の見込み）。
- ⑤ 畜産振興事業団の輸入牛肉差益をより直接的に消費者に結びつく施策に活用するため、全国的なミートフェアの開催、ビーフウィークの実施、消費者に対する食肉小売情報の提供、食肉規格取引の普及推進等の事業により総額約40億円の食肉の流通・消費対策を実施する。
- ⑥ 家庭用液化石油ガスについては、流通業者に対しコストダウンを末端価格へ適切に反映させるよう要請を行ったところであり、想定還元額は、年間1,000億円程度になるものと見込まれる。
- ⑦ 主要輸入消費財の価格動向等については、引き続き調査を実施し、7月中に消費者等に対して情報提供を行う。
- ⑧ 一般消費者への円高メリットの均霑を積極的に図るため、主要百貨店・スーパーにおいて第1次円高活用プランが実施されているところであるが、更にこれらに対し第2次円高活用プランの策定指導を行う。

(2) その他

- ① 国内電話料金について、利用者の負担の軽減を図るため、8月までに土曜日の通話（昼間60km超）を、現在の日曜日及び祝日と同様に平日料金の4割引とする料金引下げを実施するよう促進する。
- ② 日本電信電話株式会社の昭和61年度の設備投資について、上半期にできるだけ繰上げ発注が行われるよう指導する。

(参考) 「当面の経済対策」(昭和61年5月30日)の実施状況等

昭和61年9月19日
経済対策閣僚会議

決 定 事 項	実 施 状 況 等
<p>1. 中小企業対策等</p> <p>(1) 特定産地総合振興対策</p> <p>① 産地構造改善ビジョンの策定及び指導事業の強化</p> <p>内外の経済環境の変化により影響を受けている特定の産地において、産地中小企業対策推進協議会が事業転換等による今後のあり方についての産地構造改善ビジョンを策定するよう要請する。また、上記協議会の下に、都道府県、中小企業団体中央会及び商工会連合会等の各指導機関の実務者レベルによる総合指導調整会議を設置し、産地における中小企業の事業転換の円滑化等を推進するため、迅速、かつきめ細かな指導を行うよう要請する。</p> <p>② 産地の事業転換の円滑化のための特別融資制度の創設</p> <p>上記産地構造改善ビジョンに基づき中小企業事業団の高度化融資の活用による産地の組合に対する低利融資制度を設け、中小企業の事業転換の円滑化を図る。</p> <p>③ 設備共同廃棄事業の抜本的見直し</p> <p>現行制度の抜本的見直しを行い、現行設備共同廃棄事業を廃止することとし、改めて厳格な要件及び監視体制の強化のもとに、特定産地等の構造調整を促進するための新たな設備共同廃棄事業を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 43都道府県で産地中小企業対策推進協議会の設置(残る4県も近々に設置予定) (通商産業省) ・ 33都道府県に総合指導調整会議を設置済みであり、指導強化を図っている。その他の14府県についても設置の方向で検討中である。 (通商産業省) ・ 中小企業事業団の高度化融資の中に産地の中小企業の事業転換に必要な設備資金、運転資金を低利で融資する特定産地事業転換円滑化特別制度を創設し、各都道府県に通知済み(7月4日付け)。 (通商産業省) ・ 検討中。 (通商産業省)

決 定 事 項

実 施 状 況 等

(2) 中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付金利の引下げ等

認定特定中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付金利の引下げを行う。また、今後の金利情勢に応じて、中小企業関係貸付金利引下げのための環境整備を検討する。

- 6月2日に次のとおり貸付金利の引下げを実施。

事業転換資金	5.0%→4.85% (3月4日に遡及)
経営調整資金	5.3%→5.0% (昭和60年12月2日に遡及)
- 融資実績(昭和60年12月～61年8月末(9か月))
 約7,330件、1,990億円

(3) 不況業種企業の既往貸付金の返済負担の軽減

不況業種に属する赤字中小企業であって政府系中小企業金融機関の既往貸付金の返済に支障を生じているものに対し、向こう1年間返済を予定する元利返済金について特別融資を行う。なお、個別企業の実情に応じて、融資を行うことが困難な場合においては、既往貸付金の向こう1年間の金利返済額軽減のための貸付条件の変更の要請に弾力的に対応する。

- 不況業種に属する赤字中小企業に対し、中小公庫、国民公庫及び沖縄公庫による金利7.4%超の既往貸付金の1年分の元利返済金について、年6.4%の金利による緊急融資を行う不況業種元利返済資金緊急融資制度を6月16日に創設。
 (注) 商工中金については、可能な限り、上記の機関に準じて対応している。

(4) 不況業種に係る無担保保険の活用

不況業種に属する中小企業者の信用力を補完し、その資金調達の円滑化を図るため、無担保保険の適用に関し特例を設ける。

- 検討中 (通商産業省)

(5) 特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の指定業種の追加

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法における指定業種を追加する。

- 6月10日告示済み。

転換関連業種	183業種→201業種
円高関連業種	128業種→151業種

 (通商産業省)

決 定 事 項	実 施 状 況 等				
<p>(6) 下請中小企業対策の推進</p> <p>① 親企業の下請中小企業に対する不当なしわ寄せを防止するため、引き続き、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用を図る。</p> <p>② 円高により影響を受ける下請中小企業の仕事量の確保を図るため、下請企業振興協会において各地域ブロック毎に下請取引広域あっせんを行う。</p> <p>③ 内外の経済環境変化を踏まえ、下請中小企業振興法に基づき親企業及び下請中小企業が遵守すべき下請振興基準を改定し、これに基づく指導を行う。</p> <p>(7) 金属鉱業対策</p> <p>金属鉱業について、金属鉱業経営安定化融資の対象鉱種の拡大を行う。</p>	<p>実績</p> <table border="1" data-bbox="1205 531 1803 627"><tr><td>事業転換計画承認件数</td><td>31件(8月末)</td></tr><tr><td>円高認定件数</td><td>約12,000件(8月末)</td></tr></table> <p>(通商産業省)</p> <p>・ 下請代金支払遅延等防止法に基づき、円高特別検査を実施した(4~7月)。(通商産業省、公正取引委員会)</p> <p>・ 各地域ブロック(6ブロック)ごとに広域あっせん会議を開催した(6~7月)。(通商産業省)</p> <p>・ 5月30日に中小企業近代化審議会下請中小企業部会の意見を聞き、関係各省との正式協議の上、6月11日告示、575事業者団体に対し遵守方通達(7月5日付け)、さらに61年度下請取引改善講習(6~7月、全国8会場、親企業の外注管理者約1000人対象)等を通じ周知徹底。(通商産業省)</p> <p>・ 9月18日に金属鉱業事業剛法施行規則を改定し融資対象鉱種に金、タングステンを追加、9月29日に行う融資から対象とする。(通商産業省)</p>	事業転換計画承認件数	31件(8月末)	円高認定件数	約12,000件(8月末)
事業転換計画承認件数	31件(8月末)				
円高認定件数	約12,000件(8月末)				

決 定 事 項

実 施 状 況 等

2. 雇用対策

(1) 失業の予防を図るため、雇用調整助成金制度について、業種指定を機動的に行うとともに、業種の指定期間及び助成金の支給対象事業主の要件について必要な措置を講ずる。

- ・ 雇用調整助成金制度について、6月から9月にかけて40業種の指定を行った（現在116業種）。（労働省）
- ・ 雇用調整助成金制度について、7月1日から1年間の時限措置として次のような改正を行った。
 - ① 雇用調整助成金の指定業種の指定基準を改正し、再指定期間が満了し又は満了する業種で雇用調整を余儀なくされる状況にあるものについては、2回目の再指定を行うことができるものとしたこと。
 - ② 雇用保険法施行規則の一部を改正し、雇用調整助成金の対象となる休業日数要件（休業延日数が、所定労働延日数の12分の1（中小企業15分の1）以上）を緩和し、大企業15分の1以上、中小企業20分の1以上としたこと。（労働省）

(2) 構造的な不況に陥っている業種及び地域について、「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」による特定不況業種及び特定不況地域の追加指定を行うとともに、指定期間の満了した業種・地域についても、その実情に応じ指定期間の延長を行う。

- ・ 「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に基づき、特定不況業種、特定不況地域の追加指定（7月1日、1業種、1地域、7月29日、2業種）及び、指定期間の延長（7月1日、5業種、1地域）を行った（現在特定不況業種36業種、特定不況地域35地域）。（労働省）

3. 円高差益還元策等

(1) 円高差益等の還元策

① 沖縄電力株式会社について、6月から料金の暫定的引下げにより70億円を還元する。

- ・ 沖縄電力株式会社について、6月から料金の暫定引下げの形で、70億円を還元することとした（5月15日認可）。（通商産業省）

決 定 事 項

- ② 地方都市ガス事業者及び簡易ガス事業者について、差益の発生するものについては、可能な限り大手ガス3社に準じた還元措置を講ずるよう指導しているところであり、北海道ガス、仙台市営ガス、東部ガス、京葉ガス、静岡ガス、中部ガス、広島ガス、四国ガス、西部ガス等については、7月から料金の暫定的引下げを実施する。
- ③ 熱供給事業について、電力・ガス料金の暫定的引下げ等により差益の発生するものについては、可能な限り還元措置を講ずるよう指導しているところであり、3社（13事業）については、6月から料金の暫定的引下げにより約12億円を還元する。
- ④ 工業アルコールについて、6月中旬から政府売渡価格を平均約14.8%引き下げる（想定還元額は、年間50億円程度の見込み）。
- ⑤ 畜産振興事業団の輸入牛肉差益をより直接的に消費者に結びつく施策に活用するため、全国的なミートフェアの開催、ビーフウィークの実施、消費者に対する食肉小売情報の提供、食肉規格取引の普及推進等の事業により総額約40億円の食肉の流通・消費対策を実施する。

実 施 状 況 等

- ・ 地方都市ガス事業者及び簡易ガス事業者の差益について、7月（一部8月）から料金の暫定的引下げの形で、総額315億円を還元することとした。（通商産業省）
- ・ 現在供給中の熱供給事業者26社（41事業）のうち22社（37事業）について、6月又は7月から熱料金の暫定的引下げの形で、約20億円を還元することとした（5月20日、6月24日、6月28日付け認可）。（通商産業省）
- ・ 工業用アルコールについて、6月17日から政府売渡価格を平均14.8%引き下げた（想定還元額は、年間50億円程度の見込み）。（通商産業省）
- ・ 畜産振興事業団の輸入牛肉差益をより直接的に消費者に結びつく施策に活用するため、全国的なミートフェアの開催、ビーフウィークの実施、消費者に対する食肉小売情報の提供、食肉規格取引の普及推進等の事業により総額約40億円の食肉の流通・消費対策を実施している。
これに加えて、畜産振興事業団の売渡予定価格の再引下げ、売渡数員の増加及び指定輸入牛肉販売店の増加措置を実施している。（農林水産省）

決 定 事 項

実 施 状 況 等

⑥ 家庭用液化石油ガスについては、流通業者に対しコストダウンを末端価格へ適切に反映させるよう要請を行ったところであり、規定還元額は、年間1,000億円程度になるものと見込まれる。

⑦ 主要輸入消費財の価格動向等については、引き続き調査を実施し、7月中旬に消費者等に対して情報提供を行う。

⑧ 一般消費者への円高メリットの均霑を積極的に図るため、主要百貨店・スーパーにおいて第1次円高活用プランが実施されているところであるが、更にこれらに対し第2次円高活用プランの策定指導を行う。

(2) その他

① 国内電話料金について、利用者の負担の軽減を図るため、8月までに土曜日の通話(昼間60km超)を、現在の日曜日及び祝日と同様に平日料金の4割引きとする料金引下げを実施するよう促進する。

② 日本電信電話株式会社の昭和61年度の設備投資について、上半期にできるだけ繰上げ発注が行われるよう指導する。

・ 当省が実施している「消費者価格モニター調査」によれば約85%のモニターが6月又は7月に値下げを実施したと報告しており、その引下げ幅は10ml³(一家庭当たり平均使用量)当たり約6%となっている。

(通商産業省)

・ 主要輸入消費財の価格動向等(41品目)について調査を実施し、7月30日、調査結果を公表した。

(大蔵省、農林水産省、通商産業省、経済企画庁)

・ 8月19日付けで、円高活用の基本方針、インポートフェアの開催、小売価格の引下げ、開発輸入の推進等を内容とする第2次円高活用プランの策定を主要百貨店・スーパーに対して指導した。

(通商産業省)

・ 国内電話料金について、利用者の負担の軽減を図るため、7月19日から土曜日の通話(昼間60km超)を日曜日及び祝日と同様に平日料金の4割引とする引下げが行われた。

(郵政省)

・ NTTの昭和61年度の設備投資について、上半期にできるだけ繰上げ発注が行われるよう指導した。

(郵政省)

現在、NTTにおいて、繰上げ発注の実行に努力中。